

機械器具 36 医療用ピンセット

一般医療機器 ピンセット（JMDN：35079001）

販売名：FT-LFT01 涙道チューブ専用鑷子

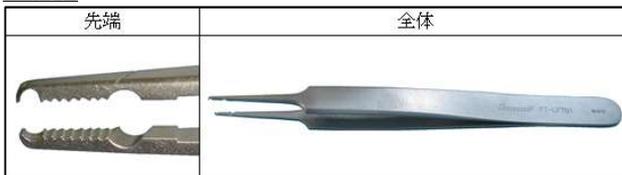
【禁忌・禁止】

1. 本品の二次加工（改造・調整等）は絶対にしないこと〔折損及び本来機能を損なう原因となるため〕。
2. 涙液・涙道シリコンチューブの添付文書の指示に従い、適用範囲を超えて使用しないこと〔涙液・涙道シリコンチューブの本来の機能を損なうおそれがあるため〕。

【形状、構造及び原理等】

ハンドル部に圧力を掛けることにより先端部が閉じる。把持部には半円状の窪みが2×2あり、その中間には滑り止め用の凹凸がある。

外観写真



形状及び寸法

| 全長 | 先端幅 | 先端部(段) | 窪み部(先端側) | 窪み部(斜側) |
|--------|--------|--------|-------------------------------|----------------------|
| 105 mm | 0.6 mm | 6.5 mm | 0.8mm (深さ 0.2 mm / 0.4 mm) | 1.5mm (深さ 0.4 mm) |

ステンレス鋼(SUS420J2)

【使用目的又は効果】

涙道手術時、涙道カテーテル及び消息子等の機器を把持する（チューブの挿入を支持しない）。

【使用方法等】

1. 使用前に高圧蒸気滅菌をすること。
2. ハンドルの凹凸部に圧力を掛けて先端部を閉じ、適用手術用機器を把持する。
3. チューブの操作は、チューブの添付文書に従い、本器が適用可能な範囲にのみ使用すること。

【使用上の注意】

1. 使用前に必ず洗浄・滅菌（保守・点検に係る事項参照）をすること。
2. 本来の使用目的（手術・処置等）以外に使用しないこと。
3. 使用する涙液・涙道シリコンチューブの添付文書の内容をよく読み、涙液・涙道シリコンチューブの添付文書の適用範囲を超えて使用しないこと。また、添付文書に指定された器具がある場合には使用しないこと。
4. 折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力（応力）を加えないこと。

5. 電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があり、また、器具の表面を損傷するので併用しないこと。
6. 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので、出来るだけ使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。
7. 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないうちに直ちに洗浄液等に浸漬すること。また、必要以上の浸漬は表面を劣化させるおそれがあるので、洗浄液の適正な用法用量（時間）で浸漬後、蒸留水で洗い流し、十分に乾燥させること。

【保管方法及び有効期間等】

1. 高温・多湿・直射日光を避けて保管すること。
2. 滅菌したものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに有効保管期間の管理をすること。

【保守・点検に係る事項】

1. 使用前に汚れ、傷、曲がり等の異常がないか点検すること。
2. 洗浄／滅菌を装置で行う場合には、器具同士が接触して微細な先端部を損傷させないように隔離されたシリコンメッシュマットあるいはラック式滅菌用コンテナ等にセットすること。
3. 洗剤の残留がないよう十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
4. 強アルカリ／強酸性塩素系／ヨウ素系の洗浄剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので使用を避けること。
5. 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時の使用はしないこと。
6. 使用後は、出来るだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
7. 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないうちに直ちに洗浄液等に浸漬すること。また、必要以上の浸漬は表面を劣化させるおそれがあるので、洗浄液の適正な用法用量（濃度・時間）で浸漬後、蒸留水で洗い流し、十分に乾燥させること。
8. 点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者 株式会社イナミ

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目24番2号

TEL 03-3814-1731 / FAX 03-3814-3334

製造業者 合同会社タナカンパニー